

< すべての調査票の記載事項 >

札幌市西区 1種1級 先天性多発性関節拘縮症による両上下肢の著しい障害 車いす
毎月1回以上使用

< 自由記載 >

基本的には車に乗る機会がほとんどなく、あまり利用していません。ただし、個人に対して標章を出してもらえる事。当然、その個人が同乗していればどの車に対しても適応されるので便利だと思い取得手続きをしました。今まで3回くらい使っていますが問題なく使えています。でも交通ルールを知らないので本当に停めていいのか悩む時がありますので自分のように車を持っていない方は取得する時に簡単な講習でもあればと思います。

札幌市 1種2級 外傷による左前腕切断右2・3・4・5指切断 毎週1回以上使用

札幌市 1種2級 脳梗塞による左上下肢機能の著しい障害 杖・体幹装具使用 毎週1回以上使用

< 自由記載 >

傘の使用が困難なため、荒天時には駅まで送迎してもらうことが多く、待ってもらっている時に不都合がある。また通院するとき、駐車場は常にうまっている状態だから。

札幌市 1種2級 片下肢障害 大腿部切断 義足使用 毎日使用

札幌市 1種3級 右化膿性股関節炎による左下肢機能の全廃 車いす・杖使用 毎日使用

< 自由記載 >

行ける所が限られてしまう。駐車場の遠い所は行けなくなってしまう。

札幌市 1種3級 胸郭変形及び側湾症により著しく制限される呼吸器障害 杖使用 毎日使用

札幌市西区 1種3級 胸椎カリエスによる体幹機能障害により歩行困難 杖使用 毎週1回以上使用

< 自由記載 >

年齢とともに両膝が悪くなり階段の上り下り、歩行ともに困難になってきた。

札幌市 2種3級 右大腿1/2以上切断 義足使用 毎日使用

< 自由記載 >

年齢とともに歩行困難とも感じられますので是非、従来とおり以上に駐車することが出来るようにお願いしたい。

札幌市 2種3級 脊髄性小児麻痺による右下肢完全麻痺 杖使用 毎週1回以上使用

札幌市西区 2種3級 脳梗塞により左上肢機能の著しい障害(3級)及び左下肢機能の軽度の障害(7級) 毎週1回以上使用

札幌市 2種3級 左上腕鎖関節より2.4cmで切断 義手使用 毎週1回以上使用

札幌市 2種3級 先天性内反足により両足関節機能の全廃 両膝関節機能の著しい障害 膝装具使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

自分自身では、地下鉄でも全部がエスカレーターが有るわけではないので、階段ののぼりおりが大変です。妻も1種の2級で弱視で地下鉄が大変です。そのためにも駐車禁止除外指定車標章が必要です。

札幌市 2種3級 両変形性股関節症による両股関節機能の全廃（人工関節置換） 杖使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

駐車場が1台分しかない歯科へ石山から南平岸迄1カ月に1~3回の通院が出来なくなる。1年に1度の検診（婦人科）が出来なくなる。駐車場がないため。

中央区の社会福祉センターへの週1回のカラオケ教室には、今後行けなくなるのではないかと思う。2~300人集まるのに駐車場には1、2、3台分しかないため。

道新文化教室（中央区）に火曜日の詩吟教室と金曜日のパソコン教室に行けなくなる。駐車場は満車のことが多く遠くまで歩くのが大変です。横断歩道でもし転んだときは1人では起きあがれないのです。両方の股関節が60~70度しか曲がらないために、そばに椅子か台がなければ1人では起き上がりません。

2か月に1度行く美容室に行けなくなります。友人の所にも遊びに行けなくなる。

駐車場が満車の時の郵便局や銀行へも思うように行けなくなる。

以上の事から私の社会参加が著しく制限されます。今まで許可されていたものが何故取り消されるのか知りたいです。どうか今まで通りの良い方向になることを節にお願いします。

札幌市西区 2種3級 両変形性股関節症による両股関節機能の全廃（右股関節人工置換） 杖使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

週に2~3回病院のリハビリに通っていました。（夫の車）私に車の免許がないという理由と障害名は軽いので、この程度の人にはまで出していたら町の中が車で一杯になってしまうからだめとの理由で発行してもらえませんでした。夫の運転出来るときはリハビリも買い物も車で行き車の中で待ってもらっていましたが、私も74歳、夫は運転ができなくなり、知人の車で買い物（食品が重いので）に時には連れて行ってもらうのだが、私に駐車禁止除外指定車標章があれば良いと思い西警察署交通課に聞きに行ったが、障害名が軽いので発行されない。こんどは個人に発行されると聞いていたのだが私も高齢、体力も落ちバス、地下鉄利用でいつまで買い物に行けるか心配です。私の場合は、始めから発行されず使用したことがない。

札幌市手稲区 2種3級 左下腿上1/4以下切断 右ショパール関節以下切断 義足靴型装具 毎日使用（改正前の標章交付を受けていない）

<自由記載>

7について 5補装具使用は足根中足義足右、下腿義足左、靴型装具（両方）の3点と6との関連で回答対象者になりません。

札幌市 2種3級 左足大腿切断 義足使用 毎週1回以上使用

札幌市 2種3級 左足大腿部切断 義足使用 毎日使用

<自由記載>

特に、冬の場合ですが雪によって病院に通院している場合、道路がロードヒーティングであれば歩いて行けますが、段になった雪道あるいは車いすで歩くことは大変です。

一方的に削除された人にとっては納得がいかないと思います。

札幌市 2種3級 右変形性股関節症、ポリオによる右股関節機能全廃及び左下肢の機能の著しい障害 杖使用 毎日使用

<自由記載>

左足がポリオによる機能障害、右股関節症と歩く事が困難（長く歩けず）で営業の仕事を続けています。 標章を置く事により歩く距離を短く足の負担を少なくして来ました。

これからも仕事を続けたく思っています。特に北海道に冬道は歩きづらく時間がかかります。病院等は早く出かけマークのついている所に駐車しますが、街の中はありませんので大変に困ります。

札幌市 2種3級 小児麻痺による右下肢弛緩性麻痺四肢短縮 杖使用 毎日使用

<自由記載>

駐車してから目的の場所まで離れていると障害が困難になる。

歩行困難なため目的地まで遠い場合は歩行が出来なくなる。

年を取るにつれて歩行が1年ずつ衰えています。階段は無理。

札幌市中央区 2種3級 ポリオによる右下肢弛緩性麻痺 松葉杖 毎週1回以上使用

<自由記載>

歩行距離が短くしか歩けないので困る。特に冬には。

札幌市 2種3級 第1腰椎脱臼骨折による両下肢の機能障害により歩行が困難なもの 杖使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

1. 通院している病院に十分な駐車スペースがなく、路上駐車をしなければ受診できない。
2. 両下肢ともに痛覚及び疲れがひどく歩行が困難のため長距離の歩行が困難。
3. 特に凸凹のある路面及び雪路の歩道の歩行は困難で公共交通機関と目的地までの移動が困難である。
4. 駐車除外が利用できなければ通院をはじめ、その他の外出が極端に制限される。

札幌市 2種3級 右大腿1/2以上欠損 義足使用 毎月1回以上使用

<自由記載>

現在大腿義足とステッキを使用している。断端が短いために転倒したりすると義足が外れることもある。冬に路面が凍った際には、義足を使用していると滑って転倒することが多く、特に横断歩道は滑りやすく怖い。以前横断歩道の真ん中で転倒し、義足が外れてしまったことがある。

現在、持病があり月一度通院しているが、病院からもらう院外処方箋を持って外の薬局へ行かなければならず、氷の道を歩くことができないため車を使わなければならない。薬局の前に駐車する際に駐車禁止除外の標章を使用させてもらっている。

仕事上毎月2回以上飛行機を利用するため千歳空港のB駐車場を利用しているが、身体障害者用のスペースを利用させてもらっている。その際には駐車中に標章の提示が求められる。もしそのスペースを利用できなくなると、冬に駐車場内の路面が氷になっている場合は、氷上を長距離歩くことは困難であり、駐車場の利用ができない状態になる。

今回の駐車禁止除外の標章の交付対象の変更に関しては、対象外になってしまう下肢不自

由者として、生活が不自由なものになってしまうことから、是非、再度の見直しをお願いしていただきますよう、心から宜しく願い申し上げます。

札幌市 2種3級 左大腿部切断2分の1 義足使用 毎日使用

札幌市 2種3級 ポリオ後遺症変形性膝関節症による左下肢の著しい機能障害右膝関節の全廃 左足膝下補装具使用 毎日使用

<自由記載>

100m位歩きますと、ポリオ左足痛く、右足膝関節症にて重だるさ、前に足が出ず歩行困難（近くにイス等があれば休み又歩き出すの繰り返し）なので出かける時は近くでもほとんど車にての外出となります。車はホンダのワゴン車の為、北海道銀行（麻生支店）の立体駐車場には入庫出来ず、どうしても歩道横路上駐車をしなければなりません。（毎月のこと）かでの2.7も立体駐車場には入庫出来ずいろいろな催し会等に出席出来なくなり、すごく不便になりました。歩く事が苦痛の為に、用事の有る場所の近くに駐車したくても、とめられず困ります。

12月22日でしたか、10分位の路上駐車にて、違反切符が貼られ15000円払いました。その場所は身障駐車除外指定標章が有ると大丈夫な所でした。交番へ行ってお話をしましたが切符を切られた以上支払いはして来ました。身障に優しい街札幌にして下さい。

札幌市 2種3級 左下肢股関節にて切断 松葉杖使用 毎週1回以上使用

札幌市 2種3級 先天性による右上肢機能の著しい障害及び右手2指欠損 毎週1回以上使用

札幌市 2種4級 左下肢弛緩性マヒにより左下肢5cm短縮足関節機能全廃 毎日使用

<自由記載>

私は「かばん修理」業をしています。

ほとんど毎日の様にバッグの問屋を数ヶ所と電話注文での個人のお客さんの所への集配で車を使っています。健常者であれば停車ぐらいで済むところ片足が不自由なため2回、3回と車まで往復運ばなければならない事が時々です。

そのため、せめて30分ぐらいの「時間限定の駐車許可」をしてほしいのです。

等級ではなく障害にあった「時間限定の駐車許可」で有るべきです。

現在の様な許可だと悪用を考える人が出ます。障害者も少しは自分に厳しく有るべきです。

札幌市北区 2種4級 脳性小児マヒによる両下肢痙性マヒにて両膝関節屈曲拘縮 杖使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

私は卓球をリハビリを兼ねてやっています。

札幌市区体育館などに練習・大会に行く時、必ず自家用車で行きます。その時に駐車場が満車時「駐車禁止除外指定車標章」を利用させていただいております。（月8回ぐらい利用（土日、祝日午後1時～利用のため満車が多い））

私は両足が悪く長い距離を歩く事は杖を使用しても大変です。

札幌市 2種4級 左先天性股関節脱臼 毎週1回以上使用

<自由記載>

体の具合による。良い時は少々遠い所に停めても問題ないが不調な時には苦痛。

現在、股関節の不調が腰にも悪く作用し、腰がしばしば痛くなるため駐車禁止区域に駐車

できなければ不便です。

札幌市 2種4級 左大腿頸部開放粉碎骨折及び左化膿性膝関節炎により、左膝関節機能全廃 杖、左膝装具使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

左膝及び左足関節痛、右膝外傷性変形性膝関節症があり、障害のある足をかばうために右膝も痛みが強くなり歩行困難となる事もある。

また、駐車場がある場合でも特に階段の昇降が困難で利用できない場合は入口近くに駐車させていただいています。

とにかく長い距離の歩行は困難なため、駐禁除外が使用できないと今まで利用できた場所も利用できなくなります。

買い物でも重い物を持って歩行する事はより困難となりますので駐車場のない店などは利用できなくなります。

札幌市北区 2種4級 脳性梗塞による右手機能の著しい障害 毎日使用

札幌市北区 2種4級 先天性股関節脱臼による両股関節機能の著しい障害 杖・足底板・補高靴使用 毎日使用

<自由記載>

体調に合わせてできるだけバスや地下鉄で（現在は10割支給なので）外出するようにしているが痛みで歩行が辛い時に車を使用している。従って車で外出する際は、車を降りて長く歩く事ができない状態のことが多い。

標章が使用できなければ、外出できなければ外出そのものを控えざるを得ない。

いろいろな見直しが全て引き下げ、切り捨てに変わって来ているので、将来に対する不安が増大するばかりで、暗い気持ちになっています。

札幌市 2種4級 右手指掌指関節90度以上伸展不能右中環小指1指骨間関節90度屈曲位伸展不能 毎日使用

札幌市 2種4級 左股関節結核、左股関節強直、左下肢短縮、左膝関節拘縮 毎日使用

<自由記載>

現在、役所、病院などの公共施設や空港等の専用駐車場の使用の際には標章を掲示して許可されるが標章不交付になれば、出入口から遠い一般駐車場を使用する可能性が高くなり、体力的負担が増える。

また、標章掲示ができないために専用駐車場の使用許可に関して身障者が健常者の区別がつかないため駐車場・管理人との間でトラブルが生じる恐れがある。

札幌市 2種4級 慢性関節リウマチによる両股関節機能の著しい障害 杖使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

私自身は運転していませんが、買い物や用事がある時は息子に乗せて貰っています。

右股関節には人工股関節が手術に依り入っていて、左も悪化してきていて、いずれも手術をする事になります。長い距離を歩くのは大変でやはり近くに車を止めて用事をする事が望ましく、また特に冬は滑って転ぶと、人工股関節が外れる可能性が強く医師からも注意をされています。どうして弱者を苛める様な改正をするのか、冷たい国だと思えます。

また、スーパー等で障害者の車専用の場所に健常者が平気で止めている事が多く、常識のなさや弱者への思いやりなど、まったくないと憤りを覚えます。

ぜひ、良い方向へ改正して下さい。

札幌市 2種4級 脳内出血による左痙性片マヒ、左下肢機能の著しい障害、左上肢機能軽度障害 杖使用 毎日使用

札幌市豊平 2種4級 片下肢 毎週1回以上使用

札幌市 2種4級 片下肢 杖使用 毎日使用

札幌市 2種4級 右亜脱性股関節性による右股関節機能の全廃 杖使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

仕事上銀行へよく行くが駐車場（ゴンドラ型）に入られない。長時間歩行は困難
障害者用駐車スペース（病院）ある所は良いが、少なかったり利用できないことが多い
病院などタクシーで行かなければならなくなる（お金がかかる）

冬は特に歩行困難になる

私は60歳なので若い頃より一段と歩けなくなった。

個々の状況に応じて欲しい（等級の他に）

独身で1人暮らし、ますます生活しにくくなる。

自活できなくなる心配があります。

札幌市 2種4級 先天股脱による両股関節機能の著しい障害 毎週1回以上使用

札幌市 2種4級 右結核性股関節炎による不良 右膝関節拘縮、右下腿外捻 毎日使用

札幌市 2種4級 右肩関節病的脱臼による肩関節機能の全廃 毎週1回以上使用

札幌市 2種4級 先天股脱による両股関節機能の著しい障害 毎週1回以上使用

札幌市 2種4級 外傷性骨折後遺症による右膝関節機能の著しい障害並びに脚長差 7
cm短縮 杖・靴型装具使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

通常歩行困難（長い距離、階段の上り下り） 駐車場が遠い時、無い所（他の人が駐車）

冬期間の路面が悪い時、転倒の危険 主に標章の使用は仕事（打ち合わせ等）

札幌市 2種4級 右股関節脱臼骨折臼蓋縁骨折による右股関節機能の全廃 杖使用
毎週1回以上使用

札幌市北区 2種4級 右股変形性関節症による右股人工関節 毎週1回以上使用

札幌市南区 2種4級 左下腿切断 下腿義足使用

<自由記載>

私は上記の1～5記述の通り義足着用しておりましたが、この標章により大変に助けて頂いておりましたが、この度の法改正で対象外になることを知り驚きと共に希望を失っております。現在の私の状況を報告をします。

長距離歩行が困難

近年義肢の技術は進歩しつつありますが、その人の体型に合わせ全て手作りです。新調し

てもぴったり1回で合うことは殆どありません。

四季を通じ義足の調子は変わります。夏季は汗により不具合、冬季にはソケット調整用袋の枚数が変わり、体重を支える義足の調子が変化するのです。

調子の悪い時は歩行に身体が疲れます不具合の時は靴擦れのようになり傷になると1歩も歩くことが出来なくなります(その時は義足を取り松葉杖だけの歩行)

消耗も激しく2~3年に1回ほど新調が認められていますが、古くなるとソケットの不具合等により歩行距離が極端に制限されます。不具合を調整しながら慣れてきた頃があちこち傷みもう取替えの時期になるのが現実です。

私の場合義足着用歩行距離は1回に往復で1.5キロが限界です。

調子の良い時の歩行は1日にこれを2回ぐらいが可能です。

今まではこの標章使用による一時停車により殆どの目的を達成できたことが対象外により半分以上駐車場に掛かる歩行に失われ、目的達成が出来なくなることが現実です。

目的地が駐車場より遠い場所は数多くあります。

この度の道路交通法細則一部改正により障害者にとり一部良くなった面もあるようですが、肢体障害者にとり色々聞いておりますが、私と同じように大変困っている方が大勢おられます。(各協会内 水泳クラブ等)

最近法定で新たな駐車場に障害者の指定場所がようやく多く見かけるようになってきた矢先肢体者が対象外になったことを知り、また一度認められた制度が剥奪されることに義憤さえ感じます。

義足の着用により見た目には健常者と変わらなく見えるのが主な理由と思われま

す。またこの対象が多くなると交通渋滞等対策上からとも思いますが、10年近く使用させて頂きましたが、常に交通障害を考えたうえ駐車しております。無論違反は1度もありません。

何が問題で許可が取り消されたのか、教えていただきたいと思います。

条件付でも再度認めることを強く要望します。

肢体障害者の社会参加、更生に多大の影響を受けることは必要です。どうか対象者を再調査の上なぜ認めなくなったのか?貴協会が調査のうえ我々に代わり強く改善を要望、主張されよい方向になることを切に願います次第です。

札幌市 2種4級

<自由記載>

私は平成11年1月、人工股関節全置換術による手術を受け、現在身体障害者4級の認定を受けております。この度公安委員会規則の改正により、2年後には駐車禁止除外標章を受けられないことになってしまいました。現在、心臓ペースメーカーを埋め込まれている人はすべて1級の認定を受けているようですが、飲酒、ゴルフ等、健常者並みの生活をしている人を多数見かけており、どう見ても標章のように「歩行困難者」とは見えません。一方、私の方は医師から一本杖の使用を義務づけられており、違和感を感じております。

従来どおり適応等級を4級以上としてもらうか、障害の状況により特認していただくようお願いできないものかと思っております。個人で当局にお願いしても中々困難と思いますので貴協会のお力により何とか善処していただけるようご尽力いただけないかと存じお願いする次第でございます。業務ご多忙の折、大変恐縮でございますが、何分よろしくお願い申し上げます。また何かとご指導、ご助言を賜れば幸いと存じております。

札幌市西区山の手 2種4級 両変形性関節症による両股関節機能の著しい障害 杖使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

定年退職後、専門学校の臨時講師を週2回、カルチャーセンターの茶道講師、その他ボラ

ンテアなどで資料などの持ち込みが有り戸口から戸口へこのシステムにより社会参加をさせて頂き充実した時間を過ごしていましたが、システムが変わり人間性の不在を感じる変更に対し憤りを感じ公安局へ行こうと思っている矢先にこのページを知りメールしました。

このような暖かさを感じる事のできないシステムを造り出す人間を世に出す環境、自分の身に置き換えて考えられない人達が多くなっている。坂の上から、重い荷物を抱えての移動。誰がこのシステムに変えたのか、どうして変えたのかなど、ハッキリと教えてもらいたい。

札幌 2種4級 疾病による両下肢機能の著しい障害 杖使用 毎週1回以上使用
<自由記載>

私は、週3回のリハビリのほか、毎月4病院への定期通院、薬局での薬受領、買い物等で毎日のように車で出かけます。何処に行っても駐車場が完備しているわけではなく標章が使用できなくなると大変困ります。

私は、神経性の病気で手術したのですが、下半身特に左側に麻痺が残り、歩行困難ばかりでなく、神経性の排尿不全及び排便不全があり、障害者用トイレでなければ使用できなく、市内中心部に出てもトイレ探しに苦労します。

そういうわけで、なんとしても駐車許可書が継続的に必要です。

家族で運転できるのは私だけであり許可対象から外れないよう切にお願い申し上げます。

札幌 2種4級 両大腿骨頭壊死症による右股関節機能全廃及び左股関節機能の著しい障害 杖使用 毎日使用
<自由記載>

普段は通常の人と変わりなく歩けますが、医師からは「歩かないこと」「物を持たないこと」との日常生活上の指示を受けていますので、極力歩く距離や時間を少なくするよう工夫して生活しています。それでも年に1~2回は足を痛めて杖を1ヶ月以上使用することがあるような状況です。

したがって、外出時には近所でも車を使用することが多いです。

また、就労しており自分の車を仕事でも使用していますし、個人宅に訪問することが多い仕事なので平日も休日も車は必要不可欠です。駐禁除外票はほぼ毎日使用する状況ですので対象外とされると、とても困ります。

札幌 2種4級 疾病による両下肢機能の著しい障害 杖使用 毎週1回以上
<自由記載>

私は脊髄腫瘍手術による神経性の両下肢障害で、断続的に痛みがあって、毎日痛み止めの錠剤を2~3錠飲んでいきます。

痛み出すと殆ど歩行が出来なくなり外出時に大変な苦労をしています。

現在は、駐車許可書を貰って活用しており、大変助かっています。2年半後に許可書の対象外になれば下肢の悪い大勢の方が困りますので、何卒よろしく願いいたします。

札幌市 2種4級 [障害名] ポリオ反張膝動揺関節 補装具使用なし 毎週1回以上使用
<自由記載>

- ・加齢により冬期間は杖を使用する機会も多くなり、これからさらに標章の必要性が増すことが確実な状況の中、このような改正は非常に残念で納得出来ないという心境です。
- ・長期通院中の個人病院は駐車場が遠く、スペースも少ない上に障害者専用はありません。駐禁除外が利用出来なくなると受診に不安と心配が生じます。

札幌市 2種5級 無腐性骨頭壊死 体幹装具使用 毎日使用

<自由記載>

現時点ではまだ人工骨頭の手術をしなくてもよいとの医師からいわれてますが、歩行はかなりきつく、近場で歩行はよいのですが遠くからではきつい。年金生活で有料駐車場代もきびしです。先日更新期限を過ぎているのに気がつき警察で初めて言われてわかり、なぜ法律がかわったか聞いても警察ではわからないとのへんじでした。

区役所の人のお話では警察に問い合わせたら歩行可能な人には、今後許可しないことになったとの返事だそうです。法律の改定もあまりアピールがなく2年間の猶予もしりませんでした。道公安委員会もなにもマスコミに知らせることもなかったことは新聞記者から聞きました。

小樽市 2種3級 脳卒中による右片上下肢マヒによる運動機能の障害
上下肢右片マヒによる運動機能障害のため歩行困難のため

小樽市 2種3級 急性灰白髄炎による左下肢の全廃 杖使用

<自由記載>

私の障害は生後8ヶ月でかかったポリオによる左下肢全廃と先天性臼骸形成不全により両股関節が悪く、子どもの頃から10回くらい手術をして現在に至っています。標章があることで今までとても助かっていました。子どもが小さい時、股関節が悪いので、おぶることができなく(医者からおぶってはいけないと言われた)0歳から車に乗せて病院、検診と行くことができました。またH13年に利き足の右肢節を手術してから特に脚が弱くなり、歩く距離も短くなり、又長く立つこともままならぬようになってきました。また冬は雪を踏みつける力が弱いので、雪道を歩くのは大変で、車を利用しています。又、スーパーへ行っても店内はカートで移動できますが駐車場まで荷物を持って歩くのが大変で、車いすの駐車場に駐車させて頂いています(これも証票を提示します)。

又私には今年87才になる義母が一人暮らしをしていて、私が何かあると面倒を見なくてはいけないので(主人が単身赴任をしている)標章がないと非常に困ります。義母が暮らしているマンションには、来客用の駐車場がありません。近くの駐車場といっても、かなりマンションまで歩くことになります。昨年、標章の切り替えの年なので小樽警察署へ行って聞いてきたら「全国一律にするため」といっていましたが、雪の多い北海道と道外は比較にならないと思います。又私は障害者の会の理事をしています。

標章がなくなると、バスでの移動しかなくとても困ります(足に負担がかかり過ぎます)。冬は、センターに駐車場が無いので(とても不便をしています)事務局当番もバスでの移動です。

以上、私にとって車は足の代わりで、標章がなくなると非常に困ります。障害者への締め付けとしか考えられません... 標章がなくなったら理事も出来なくなると思います。社会参加も難しい状態になると思います。紙切れ一枚で対象になるとかならないとかでなく、一人ひとりの把握をお願いします!!

小樽市 2種3級 両変形性股関節症による両股関節機能全廃 杖使用

<自由記載>

障害名に記したとおり、買い物、病院、親の介護その他総てに対して車がなければ日常生活が不可能である。駐禁場外車証票があっても、なるべく迷惑にならないようにと中心街へ出向くのは差し控えているが、いざという時に標章があれば安心できる。標章が使用できなくなると益々外出を控えなくてはならない。他者との交流もなく、引きこもりになる。どうして弱者いじめをするのか。日ごろ感じている福祉後退に拍車をかけている。標章を取り上げる前に、たとえばタクシー券の助成、障害者が利用する施設の駐車場の完備(小樽身体障害者福祉センターは駐車場もない)道路を整備し、駐車禁止場所を少なくする(一般の者にもやさしい)町づくり対策をお願いしたい。私にとって"

生きる為に"標章は必要不可欠であります。

小樽市 2種3級 右大腿及び下腿膝蓋骨複合骨折、左下腿骨折による右下肢短縮2cm、
両膝関節拘縮、右足関節まひ性尖足のため歩行起立障害 杖使用 毎月1回以上

<自由記載>

施設内の駐車場以外は、駐車場から目的地まで歩くことは困難です。バスなどにも乗られない(バス停まで歩けない為)ので、車を改造してもらい足がわりにして、どうにか自立生活をしてはいますが、買い物も施設内に駐車場があるところしか行けなくなります。ますます行動範囲が限られ、自活できるのかも心配です。

(私は、手すりや何か体を支えられるものがあると、痛いながらもどうにか歩けるのですが、何も無い外を歩くのが大変なのです)

小樽市 2種4級 交通事故による右下肢及び左膝関節機能の著しい障害 杖歩行20
0メートル 杖使用

<自由記載>

一人で生活しているので買い物に出た時など駐車禁止になる 私は車に乗っていませんが事故がこわく札幌には汽車かバスで行っています。札幌に着いたらタクシーかハイヤーで行きます。病院に通院する時などもこまります。

小樽市 2種5級 股関節結核による左下肢の股関節の著しい障害 杖使用

<自由記載>

加齢と共に関節痛がひどくなり、歩行も思うにまかせなくなってきております。ボランティアで障害者団体の役員をしている関係でいろいろな場所へ移動が多いのですが、駐車禁止除外指定を受けているため大変に助かっています。この指定が受けられなくなると移動手段がなくなり、このボランティアだけでなく総ての生活において不自由と成り、果ては寝たきり老人となりうると思います。

小樽市 2種5級 右足関節踵骨骨折による右足関節運動不能右足関節及び足根骨
骨折による右足関節機能全廃 杖使用

<自由記載>

今までどおり駐禁除外を交付していただきたい。

旭川市 1種2級 右下腿骨肉腫、左膝関節内骨折による右大腿切断左下肢機能の著
しい障害 義足

<自由記載>

特に冬道は歩けません。スーパー等へ行った際、少しでも歩きたくないので、出入口の近くに止めたいと思います。障害者専用のマークがあるとホッとします。「駐禁除外」があると安心して利用出来ます。

病院等、特に市立病院、旭川医大、厚生病院、日赤などは「駐禁除外」がないと困ります。旭川空港は障害者用に駐車することが出来ず大変です。一般の駐車場から歩くなんて無理です。めったにないのですが、郵便局、銀行の駐車が満車の際などは路上に駐車することがあります。日常生活に非常に不便を感じ、社会参加が狭められます。

デパートや病院に車イス用トイレや様式のトイレは常識となり、出掛けやすくなったのに、また引きこもりになりそうです。

旭川市 2種3級 両膝関節萎縮、右下腿短縮6センチ 杖使用

<自由記載>

杖をついての冬道の歩行は大変です。まして、遠くへ車を止めては滑ります。雪道はとても歩きにくいです。本当に障害者の事を考えているのでしょうか？

今回の改正にはとても賛成出来ません。歩くのが困難な方のための禁止除外指定車標ですよね... (理解できません)

旭川市 2種3級 両側亜脱性変形性股関節症による両下肢機能の著しい障害 杖使用

<自由記載>

買物の時、荷物を持って歩くのが大変なため(重い物は持てない)、少しでも近くの場合に車に車を止める必要がある。(主婦なので、週2回は必ず買物に出ます。)

坂道、雪道は歩くのが大変なため、少しでも近くまで行きたい。スーパー、病院、デパートなど大きな駐車場は、指定除外の標章がなければ車イスマークの場所に駐車しづらい。(ダメな所もある)空港の(障害者用)駐車場に入る事が出来ないので困ります。

旭川市 2種3級 ポリオ、右下肢弛緩性麻痺、右膝関節自動運不能、足関節低屈不能 体幹装具使用

<自由記載>

私は補装具を使用して歩行が可能になりますが、装着しなければ歩行できません。その補装具の作成時や修理の時は、近くに駐車場がなければ本当に困ります。冬期間は路面が滑りやすく、駐車場などが遠いと歩行が大変です。以上、「駐車禁止除外指定」がなくなると、本当に不便になりますし、日常的な行動の面でも制約されます。

旭川市 2種3級 左太腿2/1以上で切断 義足使用

<自由記載>

仕事の関係で外回りをしているので、駐禁除外が出来なくなると会社を退職しなければならない状態になる。特に冬は困る。

旭川市 2種3級 先天性股関節脱臼による両関節機能全廃 杖使用

<自由記載>

私は家庭の主婦であり、日常生活の買物等を自家用車を利用して行なっておりますが、市内にての買物又は種々の用事は住居の関係上市内中心部が主であり、現在の駐車禁止除外指定車標章を受けて利用させていただいておりますが、今後の改正により除外が出来なくなると日常生活に大変な障害をきたします。特に私のような足の悪い歩行困難者にとって脅威な問題ですので、是非とも改正の見直しをお願いいたします。

旭川市 2種3級 バージャー病による両下肢機能の著しい障害(歩行限度約1km) 杖使用

<自由記載>

バージャー病を29歳時に発病し、両下肢機能の著しい障害により歩行困難(歩行限度約1km)として手帳を昭和62年に交付されました。しかし歩行限度は年々短くなり、今では1/10の100mくらいで休み休み歩行しますが、その距離は50mくらいになり休憩してまた歩き出す状態です。そのため車は必需品であり、外出はほとんど車を利用しますので駐禁除外は大変助かっています。

しかし昨年11月に証票を更新しましたが、その際、向こう3年目の9月13日で期限が切れる(経過措置)との通告を受けました。これでは3年後からの社会参加、通院は大変で、苦痛そのものとなるのは明らかで、何とか継続して欲しいと願うばかりです。

それにしても、何故標章の範囲を機械的に決め、せばめるのか理由がわかりません。

継続により予算的に支障が出るとも考えられませんが、3年間の猶予により病気が回復するものでもなく、他に本人也に対策を考えよとなってもどうにもなりません。疎なため切り捨てられてしまうことに納得できません。今までどおり是非認めていただき、社会生活や通院時の苦痛をやわらげるようにしてほしいし、今回の措置はバリアフリー精神やノーマライゼーションの街づくりにも逆行するものではないでしょうか。決して乱用しているわけでもなく、必要であることを理解願いたい。

旭川市 2種4級 左膝関節機能全廃 杖使用

<自由記載>

日常生活で自家用車による行動は欠かせない実態であり、私は市内の中心部においての買物又は所用等が主であり、その行動範囲の大部分は駐車禁止地域です。短時間における所用に対しても駐車禁除外は私達歩行困難な障害者にとって大変な事があります。

是非ともこの改正の見直しをお願いいたします。特に旭川の冬は、道路が雪と凍結により、大変歩行に困難しているのが現状です。

旭川市 2種4級 両下肢変形性膝関節症及び網膜性極度近視及網膜剥離症 杖使用

<自由記載>

私は4級ですが、両足が悪くおまけに目も悪いので、特に冬道はとても大変です。いつも最短距離を考え歩いています。入口に近いところに優先的に駐車できる事に安心して外出する事が出来ます。私の活動範囲を狭めないでください！

旭川市 2種4級 両側先天性股関節脱臼による右股関節機能全廃、左股関節機能の著しい障害

<自由記載>

車に乗り降りするのに大変難儀しております。特に冬場は駐車スペースも狭くなっており、障害者専用の駐車場が必要です。最近市民の方々にもやっと理解してもらえるようになってきた矢先に取り止めるのは困ります。

旭川市 2種4級 両亜脱性股関節症による左股関節機能全廃(4級)右股関節機能の軽度の障害(7級) 杖使用 毎月1回以上使用

<自由記載>

股関節痛により杖使用。標章の使用頻度はそれほど多くはないが、現在、非常に助かっている。使用できなくなれば、歩行距離が延長し、痛みの増悪が心配

旭川市 2種4級 下肢障害(主な症状:2分以上の起立困難、歩行能力60m程度)

<自由記載>

・現在、生活上において困ること

(1) 台所での仕事がかたい

立って2~3分もすると腰、両足(特に左)のしびれ、痛みが強くなり作業が出来なくなるので椅子に座って2~3分休んでから作業を再開する。これの繰り返し。

高さ12cm位の台を用意して、これに片足を交互に載せて作業をするが、しびれ、痛みが強くなると我慢できなくなる。(椅子に座る)

(2) 歩くのが辛い

50mも歩くと腰、両足(特に左)のしびれ、痛みが強くなり歩けなくなる。(座る)

バスを利用することが出来ない

日常的な所用、買い物、通院等において、バスを利用することがあったが、バス停まで

歩くことが出来なくなり、バス利用は不可能になった。

自動車を使用した場合、駐車場から目的の場所まで往復歩くのが大変である。

・身障手帳の交付申請について

(1) 自動車の運転能力の衰えを自覚し始めたので、平成17年の喜寿を機会に免許証の返納を考え、次期の免許証の更新時講習は受けない予定だったが、丁度そのころより腰の痛みが強くなり、歩行が苦痛になった。自動車に頼らざるを得ない状態になったので、それまでの思いを変えて平成18年度、免許証の更新時講習を受けて更新し、必要最小限度の範囲内で自動車を使用している。しかし、障害があると自動車を利用しても次のような困難点がある。

(2) 自動車利用時の困難点

日常の買い物は、駐車場から店舗が近いので近文農協店、近文生協店を主体としていたが、平成18年度、19年度に相次いで閉店となって利用できなくなった。近くの大型スーパーを利用せざるを得なくなったが、ウエスタンモイオンも駐車場が広いが、混んでいる時は店舗近くに駐車することが出来ない。やむを得ず開店時刻直前に行き、入り口近くに駐車するよう努めなければならない。

駐車禁止の道路沿いの官公署、民家等に短時間で済む所用があっても、近辺の駐車場を探さなければならない。駐車場が遠いと所用の場所までの往復が大変であり、所用を済ますことが出来ないことがある。

大きな病院に通院の時、駐車場が病院の入り口から遠くなると往復歩くのが大変である。診察予約時間が11時でも、8時過ぎに行き入り口近い所に駐車するようにしなければならない。

以上のようなことから、身障手帳や標章を交付してもらうことによって、心身の負担がかなり軽減され、生活の質が向上することを願って申請した。

申請年月日：平成19年10月29日 交付年月日：平成19年12月25日 手帳受理：平成20年1月7日

・旭川中央警察署へ申請に行く

窓口の係の方の説明「道路交通法が改正になって平成19年9月から下肢障害4級では申請できなくなりました」とのこと。昨年8月までに指定された5級・4級の人は今後3年間で有効の措置があるとのこと。

駐車禁止除外指定を受けることによって私の生活が数段向上することを期待していただけに私の失望は大きかった。 希望の日から絶望の日へ

室蘭市 1種2級 脳梗塞による右上肢機能障害、右下肢機能障害 杖使用

<自由記載>

- ・一般駐車場では、車の乗降時ドアを大きく開けなければ乗降出来ない。
- ・片マヒにはマヒした下肢を手で持ち上げなければ乗降出来ない。そのため、一般駐車場は狭い。
- ・歩くのがやっとなので転倒も多い。
- ・社会参加促進を政府は言っているが、参加することが難しくなってくる。
- ・障害者の実態を調査しての改正が行なわれてほしい。

室蘭市 2種2級 脊髄損傷による右上肢左下肢機能の著しい障害 杖使用

<自由記載>

駐車場が遠い時、やっとの思いで歩いているのに途中で転倒することが多い。又、一般駐車する方へ迷惑をかける。(車のドアをいっぱい開かないと乗降出来ないため) 買物の品を持って駐車場までの歩行は非常に危険。上肢・下肢に障害を持っている者

はほんの1cm位の小石でもすぐに転倒することをわかってほしい。歩くことが困難ゆえに車移動しております。下肢障害の線引は状態を見ずにするのはいかがでしょうか？内部障害、視力障害、聴力障害、精神障害より、むしろ一番大変なのは下肢障害であることを理解していただきたいと思います。介護者のある障害者はむしろ楽なはずです。

室蘭市 2種2級 脳出血による右痺性片マヒの為右上肢機能の全廃、右下肢機能の著しい障害 車いす・杖使用

<自由記載>

- ・所用で用事をたすのに駐車場が近くに無い。
- ・病院に通院しても駐車場が狭くて困難な個人病院。
- ・買物に行っても駐車場が一杯で車両が入れない場所。
- ・札幌や知らない都市に行き、駐車場を探すのが大変。
- ・仕事で長い間駐車しなければいけない場合。
- ・食事に行っても駐車場が一杯または無い場合。
- ・特に冬期間は身体移動が困難になり、車に乗り目的地まで行き用事を済ませる事が出来るのが一番。
- ・身体障害者等駐車禁止除外車標章の改正の目的は何ですか？

室蘭市 2種4級 脊髄性小児マヒによる左外反尖足左股関節動揺 杖、厚底靴使用

<自由記載>

歩行が10～15mの歩行能力なので、近くの駐車場又は車置場までの歩行が困難である。

室蘭市 2種4級 右亜脱性股関節症、右股関節機能の全廃

<自由記載>

夏期間は何とかありますが、冬期間は大変ですので今まで通り許可して下さるようお願い致します。

室蘭市 2種4級 右股関節結核による股関節150度屈曲位完全強直、股関節40度以上屈曲不能、右下肢5糎短縮 杖使用

<自由記載>

200m以上の歩行が苦しくなる。冬道は特に滑って転びやすい。

室蘭市 2種5級 脳幹出血による両上肢機能の軽度の障害、両下肢機能の軽度の障害

<自由記載>

天候や場所の状況、駐車場の距離等によっては歩行困難なため、転倒の危険や交通事故に合う危険性が増すため、駐禁除外になると困る。

室蘭市 2種5級 多発性硬化症による両下肢障害

<自由記載>

下肢障害なので、店や病院の入口近くに駐車出来なければ、歩行に時間がかかり転ぶ危険性も高まるため、自分も大変であるしまわりの車両にも多大なる迷惑がかかる事が容易に予想される。

室蘭市 2種5級 事故による左腓骨神経断裂、左腓骨神経麻痺性足関節全廃 体幹装具使用

<自由記載>

・歩行能力について

障害等級は軽く補装具で歩行は可能ですが、足関節は不安定な状態であり、時折よろけたりします。また、加齢により足腰の衰え、バランス感覚の低下などによりふらつく事があるなど、歩行に不安を感じているところです。

・日常生活及び社会参加活動が大幅に制限される

北海道及び近隣の県では、高地価の地域以外のほとんどの施設は屋外駐車場であり、公共施設も同様です。冬期間降雪及び路面凍結、また除雪期以外でも悪天候など屋外駐車場は肢体不自由者にとっては、管理された駐車場内であっても常に転倒による負傷の危険があり、私も数度転倒し通院した経験があります。一般駐車場（満車の場合はさらに遠方）からではその危険の度合いは数段高くなります。

今後公共施設に倣い一般の店舗施設でも、障害者用の駐車には標章提示が求められ、障害者手帳所持者ではあるが標章のない障害者は利用出来ない事になり、さらに事故の危険性が増します。（イベント会場など一度に多数が集合する場合は特に）また、駐車場設備のない施設等での買物や理髪などは、他店駐車場に無断駐車するか、施設前に道交法に違反して駐車する事となり、社会的に迷惑な状態が生じます。

したがって、これらの危険や不自由な状態を避けるため、外出を極力控えることを余儀なくされ、社会参加活動に支障をきたす事となります。

釧路市 2種2級右大腿切断 義足使用

<自由記載>

今回の改正に伴い、我々足の切断した者には歩行に大変困難である。補装具・義足を使用しても目的地に駐車場があれば問題でないが、数百メートルも離れた場所までは大変困難である。緊急の場合、走ることも早足も出来ない。このような状況を考慮していただきたい。単なる等級だけで改正され、沢山の人が困った状況にあると思います。

釧路市 2種3級 ポリオによる左下肢弛緩性麻痺 杖、足元の補装具使用

<自由記載>

家族・友人の運転する車輛又は営業車に移動手段を依存する運転免許証を有しない障害者にとって、駐車禁止除外指定車標章の交付対象が車輛から障害者本人になることは朗報であり、その社会的な行動範囲と参加能力をたかめるものであります。このことは、目的の場所のより近くに駐車することにより歩行距離の負担が緩和されることであり、運転者の同行を可能にする事により荷物等を運ぶ支援を得られるということでもあります。

しかし、同時に行なわれた駐車禁止除外指定車標章の交付範囲の見直しは、それを真に必要な障害者を交付対象外としてしまうものであり、折角の朗報となる改正の趣旨を損なうものといえます。

従前、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けていた一部障害者に、その乱用と逸脱行為があった事実は事実として、その改善の要は認めるものでありますが、障害者の自立及び社会参加の促進をより確かなものとしてゆく意味において、その交付対象を元に復すべく方向での再検討を要望するものであります。

釧路市 2種3級 脊髄性小児麻痺による左下肢が右健足に比べ8cm短縮(5級) 左下肢の機能の著しい障害(4級)並びに右変形性膝関節症による右膝関節の機能の著しい障害(5級) 車いす&杖&足底板使用 毎週1回以上使用

<自由記載>

特に病院へ行って車の止める所(障害者用)が塞がっている 事が多い。下肢が年々弱く

なって来ているので車は必要、歩行が大変に なっている

釧路市 2種4級 "右膝関節不全強直でのその用を廃す

<自由記載>

平成19年9月14日より施行された改正後の「駐車規制・駐車規制制度」により、私が現在交付を受けている駐車禁止除外指定車標章は、特例延長の有効期限である平成22年9月13日を以って失効となります。改正ポイントである「対象者の範囲を原則として介助が必要な障害者」とする為、介助の必要がないと判断される私を含む全障害者にはそれ以降標章を与えぬ、という事です。

下肢4級は介助の必要性が無い。何を基準にそう定義されるのか。

下肢4級は障害の状態別判定基準が1～6等に分かれており、一概に4級だから介助の必要性が無いとは断言できない筈。今般の改正によれば、下肢障害者は3級の1等以上が対象者とされております。けれども厳密に考えますと、両下肢をショパー関節以上で欠き、かつ車輛運転が可能な障害者はいったいどれだけおりますでしょうか。だからこそ車輛を運転しない、もしくは出来ない方々の為に交付対象を障害者本人としたのだ、といわれるのならば、これは暴力的極論解釈の末に成り立った改正であったと受け止めざるを得ません。なぜなら、現在に至るまでは『障害を持ちながらも、駐車禁止除外指定車標章があるおかげで自立した生活、もしくは仕事をこなせていた下肢障害者』が、来る平成22年9月14日より『駐車禁止除外指定車標章が無い為に、自身でこなせていた車輛を介する仕事や生活の一部を全て第三者に委ねる生活』が強いられる事になるからです。

国策として障害者の自立を支援する為の障害者自立支援法を定めておきながら、その一方で障害者が自立する手助けとなっていた駐車禁止除外指定車標章の交付対象を厳しく制限する事は、ある意味矛盾とも言えるのではないのでしょうか。個々の生活状況と支援すべき方策を多角的に捉えた上で、交付の有無を決定すべきと思われてなりません。

しかしながら、駐車禁止除外指定車標章の交付対象が【車輛】から【障害者本人】へと変更された事は最良の方策でした。これにより駐車禁止除外指定車標章が不当な理由で行使される事はなくなったわけですから。

我々障害者を取り巻く環境は、日々改善されて素晴らしい世の中に変化してきております。とりわけ40～60年前と比較致しますと雲泥の差と言っても過言ではありません。しかしその反面、より暮らし難くなった点も少なからず存在致します。統計として集計される障害者の数は只の数字ではなく、一人一人が生きており自立を願う人間である事を十分にご理解していただいた上で、障害者に関する法改正等を行なうに至って頂きたいと心から願いつつ、本調査への記述を終了致します。"

釧路市 2種4級 両下肢麻痺による機能障害(ポリオ) 体幹装具使用

<自由記載>

現在の障害等級は22年前に認定されたもので、最近足腰が極端に弱くなったため歩行に難儀しており、昨年再診査を受けましたが等級が上がる事はないと言われました。現在の歩行距離は150m～200m程度、冬期間は杖歩行です。最近交通事故を減少させるため、駐禁歩行者専用道路が増加している現状から、ますます障害者の外出は困難を極めます。そのような障害者の実状を考えて頂き、除外指定の許可基準を現状通り(従来通り)として頂きたい。

帯広市 2種3級 交通事故による右股関節脱臼骨折両下腿骨折にて右下肢機能全廃、左膝関節機能の著しい障害 靴型装具使用

<自由記載>

駐車証のおかげで就職できました。と言うのも集金業務主に中心街、夜間が多いのも

あります。特に冬道はすべるのでお得意様玄関前に駐車しての仕事になります。なくなると駐車場から杖をついてでは時間も係り、24時間対応の駐車場であれば深夜と言うか朝までの集金業務になってしまう恐れがあり、大変困ります。

帯広市 2種3級 左大腿部切断 松葉杖使用

<自由記載>

駐車場が多くはなっているが目的場所が遠ければ道路に使う。冬季は特に使っている。身障者駐車場におく場合、フロントに標章を掲示している。帯広駅、十勝合同庁舎、藤丸、ポスフルの駐車場は不便なので道路においている。なければ、知らぬ地方は心配である。規制を守って使用しているので、迷惑はかけていないと思う。福祉の後退をすることなく障害者に優しい行政を望む。よって是非この制度は継続してほしい。

帯広市 2種3級 左下腿骨骨折、欠陥損傷、足趾骨骨折、第一趾切断、左下肢機能の全廃 杖、体幹装具使用

<自由記載>

- ・杖、装具使用のために歩行が著しく制約を受け、筋力低下と麻痺による転倒しがちなど
- ・荷物などの持ち運びが困難
- ・下肢機能の状況によって車いす使用がたびたび起きる

帯広市 2種4級 労災による左下肢骨折で左足関節機能の全廃 杖、靴型装具使用

<自由記載>

従来どおりになるように要望します。

帯広市 2種4級 左変形性股関節症による左股関節機能の全廃(4級) 左下肢3.5cm短縮(7級) 杖(人工骨置換)使用

<自由記載>

私は生まれたときより脱臼で大きくなり、歩くのは大変です。30代で2回手術、杖をついて歩いていました。50代で人工骨になりました。杖をついて歩いていましたが何とか車の免許をとり遠くまで行くことができるようになりました。だから街に用たしも全部車を運転してすぐそばにおかせてもらえる有りがたさを感謝しています。しかしそれがダメになったら年は取って行くし歩けないのでどうなるのか心配です。どうか元気で年を取るにはどうぞよろしくお願いします。主人は目が悪いので運転できません。

北見市 2種2級 脳梗塞による左上肢肩関節機能全廃(4級)、左下肢機能全廃(3級) 杖使用

<自由記載>

用事で運転して行った時、駐車場から目的の場所まで相当の距離がある場合は困る。冬は脳梗塞等、マヒがある者にとって手足が強ばり歩行困難となる。

障がい者の社会参加にブレーキをかけるものとして、根底を覆すものである。

北見市 1種3級 右股関節機能の全廃(4級)、左関節機能の全廃(4級)、両股亜脱性変形性関節症変形性腰椎症による 杖使用

<自由記載>

私共障害者駐車禁止除外指定車標章が改正される事について何も持たなくても歩行困難な状態です。年齢と共に年々悪化の状態で、一度重い物を持つと足腰に無理がかかり痛みます。水中運動のため、市のプールに週2回程通っています。有難く思います。帰

りにお店に寄って買物しているといった状態です。法律改正撤回を要望致します。

北見市 2種3級 両亜脱性股関節症による両股関節機能の全廃(各4級)両股人工関節 杖使用

<自由記載>

通院、金融機関、日常の買物で車を使用する場合、駐車場が混雑している場合、重い荷物を持って歩く事が困難な為駐禁除外を利用させていただきたい。

北見市 2種3級 両股関節亜脱臼性変形性関節症による両股関節機能全廃 杖使用

<自由記載>

私は毎日車を利用し生活をしており、社会参加もしています。駐禁票も受診、買物等、おおいに利用させていただいており、助かっています。

今回、駐禁除外票をいただける人が拡大したと聞き、喜んでおりますが、なぜ3級、4級の人駐禁票が取り上げになるのでしょうか？誰がこの障害者には必要なしと考えたのでしょうか？私達は自分の力で運転をし、行動したい。痛む足腰を少しでも長く持たせるため、行先での近くに止められる駐禁票は必要なのです。ぜひ考え直してほしいと思います。

北見市 2種4級 左股亜脱性関節症による左股関節機能の著しい障害、左下短縮50cm 杖使用

<自由記載>

主に通院で駐車場が満車の時標章を使用しました。今度打ち切れ、非常に困ります。

足が痛くて歩行困難な者が改正で対象外になるのが理解できません。これから年を重ねる訳ですますます必要に思われますので、どうぞ今まで通り使用できますよう強く要望致します。

北見市 2種4級 変形性関節症による右股関節機能全廃(人工関節4級)杖使用

<自由記載>

冬道は特に杖をつきながら買物をする時は駐車が大変です。指定車標章があると足にも負担が少ないと思います。無理をすると人工関節の取替が早くなったりするので、足が不自由になった今はとても困ります。

北見市 2種4級 右下腿切断 義足使用

<自由記載>

距離のある歩行が困難なため、駐車場が遠い時など不便を感じます。

時間が短いなど違った形の標章も考えてほしいと思います。

北見市 2種4級 右亜脱性股関節症による右下肢の股関節機能の全廃(右股人工関節)

<自由記載>

人工関節の方の場合 冬の凍結路面は大変危険で、もし転倒すれば再手術は難しいと思われま。持って歩く重量も私自身は5kgで、長距離は無理です。(本当は2.3kgですが、これでは生活できません)目的場所に近い場所に駐車が出来ないと困る。私は現在は右股関節だけを手術しておりますが、両亜脱性で左もいずれは手術しなければならず、無理をすると痛む事があります。あの骨の痛みは少しの距離を歩くのも大変辛いものです。駐禁除外が利用出来ないと通院にも困ります。

北見市 2種4級 左下腿切断 義足使用

<自由記載>

現在、定期的に病院に月5～6回通院していますが、今回の改正により4級は対象外になり利用できなくなるとの事で大変困ります。

下腿切断障害ですので歩行が非常に困難のため、駐車場より病院までの移動が大変困難ですので、今まで通りの利用ができるように是非ともお願いいたします。

北見市 2種5級 右足関節外傷性拘縮右下肢発育不全

<自由記載>

・歩行困難のため、車を利用している。

・下肢障害の排除は理解できない。(明確な理由を知りたい!!)

・改正後、半年たらずで批判が相次ぎ見直し検討となったが、道公安はいかに障がい者の実態を把握していないのか。あきれてしまう。

・障がい者も外に出よう!と言いながら、不合理な制度ばかりで…。これ以上障がい者の外出を妨げない行政を進めてほしい。

北見市 2種5級 若年性関節リウマチによる左股関節機能の著しい障害 杖使用

<自由記載>

日常的に杖を使用して歩いています。100～200mを超えると辛いので、標章を使用できないととても困ります。通院や買物等で利用できなくなると、特に冬のツルツル路面では転倒などの危険があるので恐いです。

美唄市 2種3級 脊髄性小児麻痺による左下肢動揺関節自動運動不能 体幹装具使用

<自由記載>

駐車除外標章が利用できなくなったら私たちは大変困ります。私は左下肢障害2種3級で、日頃車を運転しています。妻が両下肢障害1種2級で、両松葉杖を使用して歩行しています。毎月の通院送迎や買い物その他の用事で車を使用しておりますが、最近は駐車場が狭い商店なども多く、目的の場所に駐車できないときは止むを得ず路上に駐車をしなければならなくなります。冬場になると、入り口から離れた場所に駐車場があるところは移動に大変苦労します。年齢的なものから腰や膝に負担がかかり、歩行能力が落ちきているのを実感しておりますが、もともとの障害による歩行能力と重ねると、余計に移動については困難を極めております。現在では20m～30m歩くたびに一休みが必要となってきております。このたびの法改正により、不交付対象になる私どもは、毎日の生活に影響が出ることをひしひしと実感し、繰り返すようですが大変困惑しております。同じような障害等級で車を運転されている方々も車は「足」同然で、同じような悩みを抱えていると思います。現在の障害等級でも駐車禁止除外指定標章をこれまで通りに交付していただけるようお願い致します。

新篠津村 2種3級 脳性小児麻痺による体幹の機能の著しい障害で歩行困難言語障害あり 毎月1回以上使用

新篠津村 2種5級 脳炎による左上下肢痙攣性麻痺体幹機能著しい障害 毎月1回以上使用

千歳市（いづみ学園） 2種3級 脳性まひによる両足関節発足位置可動制限
<自由記載>

慣れない道を歩かなければならないことは、本人にとって身体的な負担がかかり、転倒の危険もあることから、精神的な負担も大きいと思われます。又、歩行に時間がかかることから、他の利用者さんと共に行動する際の足並みを合わせることができずに、別に介助を必要となる現状となります。

白老町（白老愛泉園）

当方は知的障がい者更生施設であります。現在5名の方が身障手帳を保持しています。現状ではある程度自力での歩行や移動が可能です。将来的に運動機能が低下した場合や施設設備上やむを得ず駐停車することが予想されます。ぜひ弱者に配慮した施策を求めます。

東京都 2種4級 右下腿1/2以上欠損 義足使用 毎日使用
<自由記載>

医師から連続歩行は30分以内と言われているのに、今回の施行で外されるのはおかしいです。警察署での対応は義足が進歩しているとの回答しかもらえなく、具体的なことは何も回答してもらえない。買い物に出掛けて、駐車場は遠く離れている所に駐車しても、車まで戻ってくる距離も計算に入れないといけなく、足に傷が出来てる時は、松葉杖で歩行しなくてははいけません。法改正を何とか以前の状態に全国的戻して欲しいです。この標章は歩行困難者使用と書いて有りますが、足の無い者には全く意味の無い法改正です。宜しく願いします。

京都府京田辺市 2種4級 右股関節機能全廃 杖、手押し車使用 毎週1回以上使用
<自由記載>

今年73歳になります。上記障害の他、之が起因となって「腰椎管狭窄症・間歇性跛行症」と診断されました。30mから50m程手押し車で歩くと下半身が痺れるような痛さで腰掛けないと歩行が継続できない。一番困ることは、「駐車禁止除外車証」が無くなると障害者用のパーキングに駐車できなくなることです。それと、車の運転には支障がないので、余生は車に頼らざるを得ません。公道に駐車することはあまりありませんでしたが、あと最低でも5年は今の生活範囲を維持したいです。公共の交通機関を利用するには、駅へ行くまでや、階段・乗車などバリアが多すぎます。生活をする意欲をなくさせないで欲しいです。

神戸市 1種1級 シャルコ・マリー・トゥース病 車いす使用 毎月1回以上
<自由記載>

一方通行の場合左手に駐車はいいが右手にとめてはいけないといわれた。右手のほうがひろくなければおりにくいのにどうということだろうか？